**保護者のみなさまへ**

**平成30年度私立幼稚園就園奨励費のお知らせ**

東御市では、私立幼稚園に就園しているお子さんをお持ちの保護者の方の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の普及と充実を図るため、保育料の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助事業を実施しています。

　補助金の交付を希望する方は、必要書類をそろえて在園する幼稚園を通じて手続きをしてください。

**１　補助金の対象となる方**

（１）東御市に住民登録のある世帯で、満3歳児から5歳児を私立幼稚園に通園させていること

（２）平成30年度の市民税の所得割課税額が、別表「平成30年度　幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額　一覧表」の基準に該当する世帯であること

（３）世帯員全員に市税の滞納がないこと

**２　補助金の対象基準と範囲**

（１）補助金の対象基準

補助区分と金額は、**平成30年度住民税の年額**に応じて決定します。なお、対象基準の金額は、**父母（単身赴任を含む）の市民税の所得割課税額の合計額**、または、その他税法上園児を扶養している方（祖父母等）がいる場合は、**父母と税法上扶養義務者の市民税の所得割課税額の合計**となります。

（２）補助の種類

**①国の補助（国庫補助）**

**別表「平成30年度　幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額　一覧表」**をご覧ください。

**②東御市の補助（市の単独上乗せ補助）**

　世帯内で第３子以降の園児については、該当児の兄弟構成等にかかわらず、基準額を控除した額を限度として補助します。

**３　提出書類について**

　　以下の（１）～（３）をよくお読みいただき、該当する書類２点の作成・発行をお願いします。

**（１）平成30年1月1日時点で東御市に住民登録があった方**

**①申請書「平成30年度　保育料等減免措置に関する調書」**

**②平成30年度　市民税・県民税課税証明書（原本）**

　　　　　＊①の裏面に、②をのりづけしてください。

＊②につきましては東御市役所税務課住民税係にて6月1日から発行可能となります。

発行の際に必要な物等に関しましては、

市HP<http://www.city.tomi.nagano.jp/category/sizei/130097.html>をご確認ください。

（一通あたり発行手数料300円となります。ご承知置きください。）

　　　＊②は平成29年中において、世帯内で所得があった方の分の発行・提出をしてください。

**（２）平成30年1月1日時点で東御市以外の市町村に住民登録があった方（転入や単身赴任）**

**①申請書「平成30年度　保育料等減免措置に関する調書」**

**②平成30年度　市民税・県民税課税証明書（原本）**

　　　　　＊①の裏面に、②をのりづけしてください。

＊②につきましては、平成29年中において、世帯内で所得があった方の分の提出をしてください。また、平成30年1月1日時点で住民登録のあった市町村に発行を依頼してください。

**（３）平成30年1月1日時点で国外に住民票を移されていた方（海外赴任等）**

**①申請書「平成30年度　保育料等減免措置に関する調書」**

**②給与証明書または源泉徴収票(H29年1月~12月までの収入及び社会保険料控除金額についての書類)(原本)**

　　　＊①の裏面に、②をのりづけしてください。

　　　＊②につきましては勤務先にて発行を依頼してください。

**４　ひとり親世帯等の特例**

**ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等で、市民税が77,100円以下の世帯**については、

次の手当等を受けている方が同一世帯にいる場合には、それを証明する証書（または、手帳の写し）の添付をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 添付書類 |
| 生活保護法に規定する要保護者 | 「生活保護受給者証」の写し |
| 配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者 | 「児童扶養手当証書」の写し |
| 身体障害者の手帳の交付を受けた者（在宅に限る） | 「身体障害者手帳」の写し |
| 療育手帳を受けた者（在宅に限る） | 「療育手帳」の写し |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅に限る） | 「精神障害者福祉保健手帳」の写し |
| 特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅に限る） | 「特別児童扶養手当証書」の写し |
| 国民年金の障がい基礎年金の受給者（在宅に限る） | 「国民年金」「厚生年金保険年金証書」の写し |

**５　補助金の決定、支払い方法について**

　（１）補助金の額のお知らせや支払いは園を通じて行ないます。

（２）途中入退園の場合は、月割りの算出となります。

**（月割りによる補助金額の計算式※入園料が発生していない場合）**

**補助決定額×（保育料の支払い月数）÷１２（百円未満四捨五入）**

**※入園料が発生している場合**

**補助決定額×（保育料の支払い月数＋３）÷１５（百円未満四捨五入）**

（３）満3歳児については、**3歳の誕生月よりの対象**となり、月割りの補助額となります。

**６　その他**

　　（１）補助金交付額の算出にあたり、同一世帯の家族全員の市民税課税額の確認については、在園期間中、税務関係資料を閲覧することがあります。

**問い合わせ先**

**東御市役所　子育て支援課　子育て支援係　（０２６８）６４－５８１４**

**平成30年度　幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額　一覧表**

**表１　階層区分ごとの限度額**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 補　助　限　度　額 | | |
| 第1子 | 第２子 | 第3子以降 |
| Ⅰ | 生活保護世帯 | 308,000円 | | |
| Ⅱ | 市民税非課税世帯 | 272,000円 | 308,000円 | |
| 市民税所得割非課税  （均等割のみ課税）世帯 |
| Ⅲ | 市民税所得割課税額  **77,100円以下の世帯** | 187,200円 | 247,000円 | 308,000円 |
| Ⅳ | 市民税所得割課税額  **211,200円以下の世帯** | 62,200円 | 185,000円 | 308,000円 |
| **上記区分以外の世帯** | | ― | 154,000円 | 308,000円 |

　※階層区分ごとの多子軽減の適用条件

　　①区分Ⅲまでの世帯については、多子計算の算定対象である兄・姉の年齢制限を撤廃し、年齢に

　　　関わらず、多子計算の対象とします。**（保護者と生計を同一とする者）**とします。

　　②区分Ⅳ以上の世帯については、従来どおり**小学校3年生までの兄・姉の数**に応じて負担軽減をし

　　　ます。

**表２　ひとり親世帯等の限度額（特例）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 補　助　限　度　額 | | |
| 第Ⅰ子 | 第２子 | 第３子以降 |
| Ⅱ | 市民税非課税世帯 | 308,000円 | | |
| 市民税所得割（均等割のみ課税）世帯 |
| Ⅲ | 市民税所得割課税額  **77,100円以下の世帯** | 272,000円 | 308,000円 | 308,000円 |

**※以上の金額は補助の限度額であり、記載の金額が交付されるものとは限りません。**

**幼稚園に納入した入園料、保育料の合算金額を計算して、金額の少ない方が補助額となります。（バス代、給食費等は対象外です。）**